

## 女性の労働と子育ての社会的基盤に関する史的研究Ⅱ

—雑誌『越佐社会事業』掲載記事にみる季節

託児所の設置・運営の論理と展開1—

渡邊洋子

### はじめに

本研究において筆者はこれまで、現代の育児・子育ての実情と課題を踏まえ、主に働く女性の育児・子育ての問題を念頭に置きつつ、地域の中での子育ての社会基盤をどのように構築していくべきかを考える手がかりとして、「季節託児所」に注目してきた（註1）。

季節託児所は、農繁期託児所とも呼ばれ、一年のうち、農繁期にあたる一時期にのみ臨時に開設されたものであり、戦前・戦後を通じて全国各地の地域の発展史の中で展開されてきた育児・子育て事業である。戦前の季節託児所の設置奨励には、「国策」としての要素が大きかった。大正期は、社会事業における貧民救済策の一つとして着手され、昭和初期には農村更生事業、さらに戦時期には国民厚生事業の一環として、推進された（註2）。

だが、いかに「国策」といえ、特に育児・子育てという農民個人の生活の営みを前提とする季節託児所事業においては、それが効果的に農村に浸透し、展開されるためには、農民の生活実態と問題状況を明確に捉えていることが不可欠である。まず、村の有力者たちが季節託児所の意義を理解し、その設置運営に関するノウハウを積極的に手に入れようとする姿勢をもつことが、重要である。また、農民たちが生活実感として季節託児所の必要性を感じ、「子どもを預ける」ことに前向きになり、かつそれが自らの生活に不可欠なものだという実感を得ていくことが、この事業が成功するか否かの鍵となるのである。

本論では、昭和初期以降の「国策」としての季節託児所事業の進展期に、季節託児所が目覚ましい発展を遂げた新潟県に注目する。同県の季節託児所数は、1937（昭和12）年には152ヶ所で全国第30位であるが、1944（昭和19）年には2,600ヶ所で全国第3位と、飛躍的な伸びを見せている。この季節託児所事業の発展に大きな役割を果たしたのが、新潟県社会事業協会（以下、社会事業協会）である。本論においては、1929（昭和4）年に創刊された同協会の機関誌『越佐社会事業』（後の『新潟県社会事業』）を手がかりに、特に、季節託児所の設置・運営に関する論理・論調に注目しつつ、半官半民団体が農民生活、とりわけ育児・子育て問題にどのようにアプローチしようとしていたかを考察したい。

## 1. 初期『越佐社会事業』にみる季節託児所問題

初期『越佐社会事業』において季節託児所事業は、常設の託児所事業と並び、児童保護事業の一環に位置づけられていた。この時期の社会事業協会の児童保護問題への取り組みは、児童保護委員の設置、保母養成所の設置・運営、常設・季節託児所の設置奨励などを中心とする、非常に熱心なものであった。

創刊号（第一巻第一号）「社会彙報」によれば、同協会は「低能児，腺病質児，不良傾向児，並に乳幼児死亡率の高き県下十ヶ町村」に児童保護委員を設置するとの方針を出し、同協会から4名が出張し、それら町村の町村長，学校長，区長等を集め，懇談を行っている。その結果，北蒲原郡笹岡村，西蒲原郡燕町，南蒲原郡加茂町，南魚沼郡六日町，北魚沼郡堀之内町が趣旨に賛同し，何らかの形で，児童保護委員を設置することになったことが，読み取れる。

同「彙報」はまた，同協会が経営する保母養成所の開講が決定し，同年7月1日に長岡女子師範学校で開所式があることを予告している。入所者は82名であり，来賓に長岡市長他15名を迎え，君が代斉唱，教育勅語「奉読」，会長（代理）の告辞，市長の祝辞，所長の悔告，教務主任の教授上の注意などが，主な式次第であった。「彙報」本文は，「やがて第一回の卒業生と同時に本県保母の素質は一段と向上するであらう」と結んでいる。この保母養成所の詳細については，現時点では，十分な史料が得られていない。

「託児所の設置奨励」に関しては，創刊号「彙報」には，次のように述べられている。

本県に於ける，託児所の数も逐年増加するの傾向を示し現在に於ては通年十七，季節四十七を算ふるに至りたるは児童保護問題解決の一助として喜ぶべき現象ではあるが，本県の如き大県に於てはさらに各方面に亘り之が必要に迫られてゐる現況に在るの時，本県社会事業協会に於ては県内の五十人以上の女子を使用する工場五十五に対し極力之が設置する様勧奨する処があった（註3）。

また，第一巻第十号「彙報」の同名記事では，農繁期託児所設置の希望があるとの申し出のあった町村に対し，県が富高社会事業主事補を派遣して，講演と映画によって事業の理解をはかった結果，「何れも予期以上の好果を納めた」ことが報告されている。その町村は，古志郡栖吉村，刈羽郡中通村，西蒲原郡国上村，同郡巻町である。

## 2. 第一回新潟県児童保護協議会答申にみる季節託児所設置の基本方針

新潟県における季節託児所事業への取り組みは，新潟県児童保護協議会の発足と，県の諮問事項への答申に，同協議会が，季節託児所（「農繁期託児所」の名称で取り扱われた）

事業を「児童保護」の重点施策として明確に位置づけたことによって、本格化したものとみられる。

『越佐社会事業』第二巻第四号「彙報」では、同協議会発足時の模様を詳細に伝えている。以下、同協議会で「託児所問題」がどう扱われたのか、少し丁寧に見ておきたい。

1926（昭和5）3月10日、第一回新潟県児童保護協議会は「感化法発布三十周年記念日をトとし」、新潟師範学校で開催された。出席者は、県田嶋学務部長、奥田社会課長のほか各係員、県内からは各郡市医師会長、産婆組合長、小学校長「百余名」等であった。

県知事は当日の「挨拶」の中で、「本県の情態は如何と申し上げまするに全国の児童保護施設数の一割を占めて居り本県社会事業の上から申し上げるならば第一位と云って第二位と下らない統計上優位を占めて居ります」と同県の児童保護事業を高く評価しつつも、「……が、施設内容と其の経営の実際方面から見ますならば未だ研究改善を施すべきものの数多きを思ふのであります」との認識をも示し、「其の一例」として、母性・乳幼児保護、乳幼児死亡率低下への運動と事業の実現、虚弱児童・健康児童への治療・相談事業、小児保育としての託児事業の増加、「不良児労働児」の保護事業を挙げた。さらに知事は、本協議会の意義と使命を、「此の点（児童保護事業一引用者）に関しましては県は不断の調査研究を怠らず、自ら施すべき方途を指示するのみならず、県社会事業協会をして或いは下級公共団体其他の公共団体又は有志有力家に機会ある毎に施設の紹介と其の実施を懇懇して参つたのであります。十分なる成果を収め得ないことを遺憾に思う次第であります」  
「……本会議をして有意義に終始せられて以て其の研究討議を社会に発表して斯行の隆昌の機運を促進せられ度いのであります」と説明している。

これらを踏まえ、県の諮問事項は「県下ノ実状ニ鑑ミ児童保護上緊急ナル保護施設並其ノ実現ノ方法ニ付具体的意見ヲ諮フ」であり、それに対する協議事項として、知事の挨拶にもあった「一、第四回乳幼児愛護デー実施ニ関スル件」「二、妊産婦保護施設ニ関スル件」「三、小児保健施設ニ関スル件」「四、小児保育ニ関スル件」「五、特殊児童の保護救済ニ関スル件」が挙げられた。これらの5項目は一括説明され、「忌憚なき意見の発表」後、本会議は、答申の内容をこれらの項目にすべて含めることを合意した。この後、12人の委員が議長の指名を受け、成案作成に当たることになった。そのメンバーは、以下の通りである。

中蒲原郡石山村長	委員長	小 沢 栄 一
新潟学園長	委 員	大 西 総 治
北魚沼郡小学校校長会長		名 塚 誠 規
東蒲原郡産婆組合長		佐 藤 ヤ オ
西蒲原郡婦人友会長		小 玉 マツエ

佐渡郡金沢村 新保託児所長	渡 邊 末 蔵	
高田市医師会長	鳴 沢 輝 一	
高田託児所主任	水 野 ヤスエ	
新潟市小学校長会長	能 村 竹次郎	
新潟市産婆組合長	丹 羽 チク代	
南魚沼郡連合婦人会長	渡 邊 信	
中魚沼郡医師会長	山 田 実	(註4)

県内の保育・学校教育・社会教育・医療・社会事業関係者で構成されたこの委員会では、協議題各々について意見交換をした後に、成案を作成することになった。『越佐社会事業』に掲載された成案では、協議題四について、以下のように述べられている。

一、小児保育事業ヲ容易ナラシムル方法トシテ左（原文は縦書き一引用者）ノ方法ヲ構  
ゼラレ度コト

一、設置方法

- 一、世帯数五十以上集団セル地方並ビ人口千以上ヲ有スル市町村又ハ農会，漁業組合，  
産業組合，部落農区，寺院又ハ其他ノ団体ニ於テ必ス託児所ヲ設置スルコト
- 二、常時又ハ季節的ニ子守児童一校二十名以上登校スル学校ニアリテハ託児所ヲ市町村  
営ニテ通年又ハ季節的ニ設置スルコト

二、経 費

- 一、原則トシテ当該団体ノ負担トシテ私設団体若クハ寺院等ノモノニハ経費二分ノ一以  
上ヲ市町村費ヲ以テ補助スルコト
- 二、県ハ相当奨励助長ノ途ヲ講スルハ勿論人件費ニ対シテハ相当支出ノ途ヲ講スルコト

三、従事者

- 一、県社会事業協会保母養成所ニ市町村費ヲ以テ保母タルベキ篤志者ヲ物色シテ之ヲ入  
所セシメ然シテ其ノ市町村営ヲ以テ託児所ノ保母ニ奉仕的ニ従事セシムルコト

四、実行方法

- 一、以上ノ実行方法トシテ県ハ毎年五月ヲ保育日ト為シ活動写真会ヲ以テ託児所ノ設置  
運動ヲナスコト
- 二、本県諮問答申ヲ市町村ニ移牒シ極力之カ実現ニ付努力セラレ度コト
- 三、其ノ筋ニ託児所令ヲ制定セラレムコトヲ建議スルコト
- 四、市町村ニ於ケル各種団体ハ率先シテ世論ノ喚起ニ務メ其ノ実現ニツキ努力スルコト

(註5)

すなわち、一定規模以上の市町村では、何らかの団体が運営主体となって託児所を設置すること、また子守児童が一定数以上いる学校では市町村が常設・季節託児所を設置すること、経費は原則として運営主体となる団体が負担するが、私設団体や寺院等には市町村が半分以上補助すること、県は全般的なサポートをし、特に人件費は相当負担すること、保母は、市町村で適任者をさがし、市町村費で社会事業協会の保母養成所に入所させて確保すること、活動写真会の実施による設置運動を行うこと、この答申の趣旨を市町村に移牒（文書により命令・通達）すること、関係筋に託児所令を制定するよう働きかけること、各種団体が託児所設置に向けた世論の喚起に努めること、が具体的数字をともなって、同答申に盛り込まれたのであった。

先の県知事の発言からすれば、この答申は、以後の県の児童保護事業の方向性を規定するものとなり、市町村に通達されることにより、その実施・徹底が目指されたことが、容易に推測される。戦時期に至る「国策」としての季節託児所事業は、新潟県では飛躍的な発展を見せるのであるが、そこに至るプロセスの中で、児童保護協議会とこの答申は、決定的な意味をもつものと考えられる。

### 3. 延陵子「農繁期託児所の経営について」(1)~(5)にみる社会事業協会の論理

初期の『越佐社会事業』には、全5回の連載記事として、「農繁期託児所の経営について」が掲載されている。執筆者の延陵子については、特に肩書きも解説も付されておらず、まったく具体的な手がかりはない。だが、全体の構成や内容を見ると、明らかに託児所等での保育実践の経験を踏まえて書かれたものであり、また執筆者が倉橋惣三をはじめ内外の近代幼児教育の思想や理論に詳しい人物であることもわかる。この時期の新潟県の保育界にこのような人物が複数存在したとは考えにくい。そこで、この連載記事は、新潟県中蒲原郡金津村の「金津村愛国婦人会第一季節託児所」主任保母で、『実践季節託児所』（山雅房、1941年）の著者である根岸マツエ（ペンネーム 根岸草笛）が書いたものであることが推測される（註6）。根岸は後に、実名で本誌の記事を執筆している。

「農繁期託児所の経営について」は、AとBの二人の会話形式で書かれている。Aは執筆者自身の「農繁期託児所」に関する見解を代弁し、Bは同託児所をめぐる当時の一般の人々の意識を代表すると見なし得る。明らかに、読者に「農繁期託児所」の意義を説き、具体的な設置・運営の方法を実態に合わせた形で提起しようとするものであることがわかる。『越佐社会事業』創刊後、早期の連載という点を見ても、社会事業協会の「農繁期託児所」への取り組みの具体的な方向性と課題を示唆するものと思われる。

以下、この記事の文脈に沿って、「設置の本旨」「設置の場所と設備」「設置期間と託児の年齢」「保母担任の児童数」「保育方法の実際」「幼稚園と託児所の区別」「保母の要慎」「教材についての二三の考察」の項目について考察していきたい。

### (1) 農繁期託児所設立の意義（「設立の本旨」）

本文は、Aの質問「あなたの村には、農業繁忙期に幼児を預る託児所がありますか？」から始まっている。Bはそれに対し、村に託児所はないが「別段不自由とは考えられない」と答え、「近頃一にも、二にも」「農村社会事業」として託児所が取りざたされるのはなぜか、と問うている。そこでの回答は、この時期の「農繁期託児所」の必要性に関する社会事業協会の問題認識を顕著に示すものであると思われるので、長くなるが、引用したい。

A 託児所とは、春の田植時、夏秋蚕の上簇期、または秋の稲刈等、農村は此の三の大労働に寧日なく三つ巴のその様に多忙を極むることは先刻ご承知のこととせう。此の様な場合には猫の手も犬の足でも借り度い思ひをされる傍には、手足纏ひになる幼児の為に、作業の能率は、滅殺さるゝ剩さへ充分の看護と養育が行届ない事例が、決して少なくありません。「笠のまゝ子に乳のます田植哉」と云ふ俳句がありますが誠に農村の実状を描写した俳味豊かなものではあります、此の句の底に滲む労働苦を想到しますれば、事實は寧ろ悲惨に思はれます。

此の様な多忙の時期になりますと、幼児に取ての不幸の出来事がそれからそれへと続出致します。一例に過ぎませんが、畔に寝かした赤ん坊が溝に転落したり、遊びに余念のなかつた幼児が溜池で溺死を遂たり、授乳の不規則から小児の發育に影響を及ぼすことは、決して極端な事例ではなく当然の現れです。

それで託児所は如是農繁期に於て、農家に取つての生産の重要な時期に、他面には、小児がそのことに影響せられて、生る権利の伸暢を阻害せらるゝ災を取り除かうとする為に、幼児を一所に収容して、遊び場所を与へたり、健康に導く為に、合理的の保育方法を講じて、常に、教育的に、衛生的に、善処して、子供の愛を通して家庭生活の向上を図り、而して、母性の作業能率の増進せしめ様とする二様の働きを有ち貴い本領と使命との許に営まれるのが託児所です。故に託児所を経営することは、単に其の家庭なり児童なりを益するばかりでなく、あなたの村の健全なる発達を図る所以ともなり、所謂共存共栄の本旨に叶ふものと考へます。それとても、託児所を設けずとも、何等の不自由を感じず所説の事項が、程よく緩和解決が図られて居りますれば又何をか申しませう。（註7）

他方、Bは、「託児所の本領なり使命なりが、よく了解出来ました」としつつも、大半の家庭では、老人や年長の子どもが留守居をしているのが実状であり、「作業に従事するのに何らの顧慮もなく従つて託児所の施設の力にまつ迄もない」との考えを示している。ここには、この時期の農村での子育ての一般的様相と「農繁期託児所」への初期の認識とが、最もよく示されているように思われる（註8）。

Aは、そのような実態を認めつつも、「凝視して御覧なさい」として、老人が看っていた幼児が火傷して「生まれもつかぬ不具者」になったり、縁先から転落して「脳震盪」を起こしたり、年長の子どもに連れられて遊びに余念がない間に、自動車や馬車やその他の交通機関にひかれたり、火遊びをして家や家財が火事になったりするような事例を「枚挙に遑ない」としている。そして、このような不幸に対し「単に老人や年長の子供に負せながら、因縁と諦めさることはいかなるものでせう」と疑問を呈した。Bは、「胸に響くものがあります」とこれを受け、農繁期託児所が「私たちの農家経済と児童の成長とに絶大の関係あることを痛感し」「機会を把握して其の実現を図りたい」と述べ、そのための経営の実際の伝授を求めた。

「本旨」に関しては、以上のような展開になっている。

## (2) 経営主体と設置場所・必要設備（「設置の場所と設備」）

まず、Aは、経営主体は市町村が理想だが、現実には全国の託児所数1,500（農繁期託児所がその8割）の大多数が私設であること、同県では、個人（寺院住職の独力経営）25、団体（婦人会・農会等）11、村営5、その他2（区営）との内訳であること、小学校の一村一校主義とは異なり、同託児所は、社会事業大会の諮問案答申事項のように、「世帯五十以上集団する部落毎に一ヶ所」が妥当であること、最小限度の経費で設立するには、独立施設でなく、寺院の開放によるか青年会堂や神社その他の堂宇に「適当に按排する工夫」するのが容易であること、などを説明している。

そこでは、Bが寺の開放に関して「住職個人の承諾以外に種々困難の事情が伏在します」との戸惑いを示している。昭和前期の季節託児所においては、寺院が経営主体になっている割合がかなり大きい（註9）ことを考えると、この「種々困難の事情」は、季節託児所の発展を左右する重要な問題だったと考えられる。これは主に、寺院が「子供の汚物其他を以て不浄化すること」やその「什物の毀損に対する補填の総てが、檀徒なり、信徒の浄財勸募となること」への危惧によるものであったようだ。そこでAは、「要は、住職自身の決意と檀信徒の理解にまつべき」との認識とともに、「宗教的信念の啓培の基礎を幼児時代に根付くことは、その子供に取って勝れた魂の養成に如何ばかりの力あるかを考へて見たい」という教育的な見解をも示している。

さらに、Bが、豪農や資産家、地主が自らの邸宅の一部を開放して託児所を設置することが「農村の平和」「小作争議の解決」に資するのではないかと問いかけている。県内でもこのような趣旨で季節託児所が設置された例があることから、この問いかけはそのような状況をも念頭に置いたものであることが推測される。が、これに対してAは、「慈善」「恩恵」はかえって階級意識を誘発するものと否定し、むしろ、これらの人々が、「社会共存の大義と人類相愛の精神」に基づいて発意することをこそ奨励している点が、注目され

る。

設備については、Aは遊戯室、保育室、遊園等を挙げている。お寺の本堂や地主の家の大広間は屋内遊戯室、食堂、寝室と兼用できるので、絵本、玩具、手工用具、寝具、運動具を備え付ければ充分なこと、境内がそのまま運動場になるので、片隅に縁側から厚い板を渡して滑り台をつくり、それにオルガンと黒板と乳母車3台位を用意すればすむこと、玩具は自然のものを使うと経済的であり、また幼児に自然観察の眼を開かせられること、その他、ボール5、6個、ひも、食卓、バケツ、洗面器、湯沸かし、湯飲み程度があれば、不十分ながらもやっていけること、これらは篤志家の援助によって容易に揃えられることが述べられている。

### (3) 「開設期間と託児の年齢」

Aは、季節託児所開設の時期と対象年齢に関するBの問いに対し、次のように答えている。

まず開設時期については、地方の事情によって異なるが、春の田植え、秋の刈り入れ前後の農繁期を適当に区分し、春期二ヶ月、秋期二ヶ月位にすることが適当ではないかと述べている。

対象年齢は、零歳から学齡未滿までとしつつも、Aは海外の例をも引いて、保育施設の実態は、乳児本位（フランス等）・幼児本位（イギリス・ドイツ等）・両者混成（アメリカ等）に自から分類されるとしている。日本では「依然として」混成保育が多く、同県でも混成保育が主であるという。Aは、児童心理や保育の実際方面からこれは「感心できない」が、現実には、乳児本位は設備と経費を要することから、幼児本位に乳児をも兼ねて行うことを勧めている。

### (4) 保母一人あたりの児童数（「保母担任の児童数」）

Bは、保母の仕事を「玩具と子供との間に立つて橋渡しをしたり、介護と指導をして貰ふ人」と表現し、保母一人あたりの児童数を尋ねている。Aは、「ある人」が「預かつた靴を磨いて返す人情味」を託児所保母の標語にしたいと言ったとの話を紹介しつつ、その人選の重要性にも言及している。また、乳児部・幼児部（7歳位を年長組、5・6歳を中年組、4・3歳を年少組）という年齢別の組編成を提案している。さらに、保母一人あたりの児童数の標準を次のように示した。

- イ 乳児ならば、五人に一人の保母が最大限度でせう、
- ロ 年少のものならば、十五人に一人の保母が適当であり、
- ハ 中年のものならば、二十人から三十人内の処が保母一人の担任数でせうし、



ニ 年長のものならば、三十人から四十人位が保母一人の担任限度でせう。(註10)

この標準についてAは、保育実際に当たっては、子どもが15人程度の小さな保育所では、保母が一人でいいと思われかねないが、早合点しないようにと忠告している。確かに1人で15人の児童を取り扱ってやれないことはないが、乳幼児期の子どもの対応は、「小学校の児童の教授方法の如く画一的に行」かないので、1人の保母を主任として、他に1名の助手を置くようにすべきことを強調している。

(5) 「保育方法の実際」

この項目については、Bは登場せず、Aのみが「実際」を展開している。特に、保育日課(本論の註の後に資料1として引用した)については、朝の視診(子どもたちの心身を観察し、健康状態を把握すること)から、朝の会の講話、遊びの援助、子どもの観察、衛生面の配慮、間食・弁当に関わる注意事項、午睡の際の留意点、退園にいたる諸活動、子どもが退園後の保母の仕事など、一日の保育のあり方について具体的記述を行っている点が、非常に実践的である。この詳細な記述を見る限りでは、延陵子が、現役の主任保母を務めている(務めた経験のある)人物であることは明白である。

表1 農繁期託児所の一日の生活の流れ(例)

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
帰宅	自由遊戯	指導遊戯又ハ唱歌	間食	午睡	自由遊戯	お話し	昼食	お話し	間食	点検	唱歌遊戯	朝礼お話し	自由遊戯	行事
午後六時	午後五時半	午後四時	午後三時	午後二時半	午後一時半	零時半	正午	午前十一時半	午前十時半	午前十時	午前九時半	午前八時	開所より八時	時間割
	一時間	三〇分	三〇分	一時間	一時間	三〇分	三〇分	一時間	三〇分	二〇分	一時間	三〇分		所要時間
スアリマガ	長短	依ツガ	四季											備考

(『越佐社会事業』第一卷十二号66頁より)

このような実践者の立場からの記述は、農繁期託児所について（おそらく常設託児所についても）認識の乏しい読者に、具体的なイメージとリアリティを与えてくれるものとなったであろう。同時に、この記述を表1のような活動日程表と対応させて読むことで、一日の活動の流れが一目で理解でき、すぐに実践に活かすことが可能になったと思われる。

とはいえ、延陵子は、このような実例の記述が、形式的な模倣を招くことについては、懸念していたようである。本文では、この例は「ありのままを揚げて参考に供した」だけであって、必ずこうでなければならないのではないと述べられている。この趣旨の発言は、この連載記事全体を通じて、繰り返しなされており、「保育の方法なるもの」は、これで終わりではないこと、教材の問題や、四季を通じての保育、自然界・植物動物等に関する観察を取り入れて、保育の実際に応用していくことを忘れてはならない点が、強調されている。

#### (6) 「幼稚園と託児所の区別」

以上のようなAの解説に対してBは、農繁期託児所には幼稚園式の教育方法が多分に含まれているのではないかと、当初は極めて簡単そうな話だったが、「漸次難解煩瑣な方面に向った」ようだと言明を呈する。Aは、幼稚園と託児所の違いについて、次のように述べている。まず、第一に、両者は出発の動機が異なる。そもそも幼稚園は、託児所のように家庭生活や個人の生活内容に深入りをしない。幼稚園は家庭に代わっての「教養保育を主とする所謂家庭教育の補充機関」だからである。それならば、「家庭経済所謂家族生活共存の実を得やうと云ふ現実的なことが先きになる」託児所の子どもには、その補充機関は必要ではないのか、という問題が起こる。

……それで従来の託児所が出発の動機論から、只預る。此の預る主義一点張で推移したのですが、教育の進歩発展と、近代人の社会的自覚と申しますか、個人の発見に倚りませうか、保育の内容に教育的要素を取り入れて来ましたから、此处で混同の錯覚を起し易くなったと思ひます。……児童保護の基本観念には、是等の思想は勿論、人類の理想と、人間本来の本能の欲求等の総合作用に基づくものと思ひます。とりわけ託児所には強く顕現されて居ります（註11）。

「近時託児所の設置運動」についてAは、「唯物的に解釈して」利害関係に結びつけようとする方向に批判的見解を示している。

#### (7) 保育者の心構え（「保母の要慎」）

この項目以降は、Aの解説のみで展開し、Bは登場してこない。

そこでは、社会事業協会主催の保母指導会における「田村講師」の話として、春期の4、5月の2ヶ月にわたる保育の効果は6～9月の4ヶ月間は持続すると考えられること、秋期も同様なので、年に2ヶ月の保育が12ヶ月の波及力を有すると推察されることが、紹介されている。すなわちこの保育の効果とは、「子どもの精神生活が狭少でその間に総てが新たなものゝ吸収と、暗示の感受が著しく、言語、動作、容姿等についての良性涵養の香りが持続さるる」ことであり、このため保母には「慎重な態度」が重要だと強調されている。

また筆者は、保母の「具備しなければならない資格」として、以下の四点を挙げている。

一、子供と一庶いっしょに遊べるものでありたい。

疑はず、惑はず、急がず焦らず終始一貫した努力を以て毎日の遊びを子供と一庶いっしょに続けて行くの覚悟を有つ若き女性でありたい。又

二、子供達から信用と尊敬とを以て深く親頼おんたのされるものであり度い。之れは前者に勝る難事であるが、子供に忠実であり、子供の本性を知つて其れを尊重しさへすれば、其処そこに親頼おんたのの情が湧いて来る。親頼おんたのが生ずれば子供と同化することがいと易い、いと易くなれば子供と一庶いっしょに遊べると云ふことにもなるのです。

三、快活円満であり度い、幼児教育に従事するものは気分一斑いっぺんらがあつてはいけません、快活が過ぎれば軽挙であり、円満も度を越せば気品を失ひます、まから、子供の儀表となる丈だけの根強さを有たなければなりません。それには、不斷に児童教育に就ての研究心に燃えて貰ひ度い。

四、此の外謂はんと欲する処は多々ありますが、大体以上の条件を具備することが何よりです、然し之を有つて居る丈けではなりません。素養も要れば練習も経験も要る訳ですから直接に保母の任務にあたるものには、以上は何よりも欠くべからざる資格条件であります。と共に、基礎的知識や、子供の心性を知つて、子供から学ぶと云ふことが最も重要なことゝ存じます。彼の有名な、フレーベルが其实証を此の子供から学べと云つたことは保母にとつての箴言であると思ひます。(註12)

#### (8) 教材の選択と活用 (「教材に就ての二三の考察」)

教材については、Aによって「自然観察其の他」に関する事項と、「お話」に関する事項が挙げられている。「自然観察其の他」は、常設託児所の場合を参考に、四季を通じての行事や自然観察上の留意事項が取り上げられ、このなかから必要項目を選んで活用すべきとの断り書きがある(資料2に「自然観察其の他」の例の全文を引用してある)。

ここでは「お話」について見ていこう。筆者は、「お話」が「大人と大人との対等の会話」でも「講話」「お説教」でもなく、幼児教育の一方法であることを主張している。童

話や伝説や実話、寓話の中で、特に童話を多く取り入れるべきこと、親しみやすい態度で話すこと、長くて10分か15分程度のものを選ぶこと、正確な言葉遣いを教えるようにすること、興味を持たせ、話す者と聞く子どもがともに倦怠を覚えないようにすること、勸善懲悪や道徳的要素を強調するようなものは避けること、等が挙げられている。延陵子は、最後の道徳的要素への配慮について、学齡期に「子供に道徳の意識を持たせたくない」「つまり道徳を出来るだけ意識的にさせないやうにしたい」という倉橋惣三の見解を引用しつつ、「あまりに専門的に亘つたやうに思はれますが、保育事業に携はる人の一般常識としても、念頭に置くべきこと」であるとしている。

#### (9) 玩具の取り扱い（「玩具に就て」）

延陵子の、以下のような玩具に対する見解は、内外の近代幼児教育思想の影響を強く受けたものと考えられる。「子供の全生活と云つて敢て差支ない遊びは、将来社会に立つ日の準備が此の遊びの中に孚くむのであります。それでありますから、遊びには必然的に道具が存在しなくてはなりません。此のやうに観察しますれば、玩具と遊戯とは二にして一、一にして二で玩具を離れて遊戯なく。亦兒童は、遊戯を離れて其の生活はないと極言することが出来やうと思ひます。」

本文では、玩具の選択の方法と注意事項として、東洋大学教授関寛之の次のような見解が紹介されている。

- 一、幼児前期には特に、想像、模倣、好奇心及び同情心を養ふ所の玩具を与ふべきである。
- 二、想像を養ふ玩具でも、構成想像を刺激するものに重きを置くべきである。
- 三、幼児期の玩具は、特に教育的に組織だつたものでなくてはならぬ。
- 四、子供は皆左様であるが、此の期の兒童は特に変化を好むものであるから、季節によつて幾分玩具の種類を変へ、また其の時代の流行を考へて流行玩具の中から、目的に適ふものを選ぶべきである。
- 五、玩具の材料の丈夫なるべきは特にいふまでもないが、運動に用ひられるものに於ては特に注意して、ブリキ、ガラス製などを避け木製を選ぶべきである。
- 六、此の時期の玩具は、単に飾るものでなくて、運動の用具として活動させられるものでなくてはならぬ。
- 七、解きすてる方の玩具よりも、組立てて工夫する種類のを多く与ふべきである。
- 八、幼児後期の玩具は、稍や複雑で、工夫を要するもの、練習を要するものでなくてはならぬ。心理上からいふと、記憶、推理のやうな高等の知性、宗教心、同情心、美的感情のやうな情緒若しくは情操、注意力、克己力、進取の念の如き意志力を練るもの

を与ふべきである。

九、社会の実際の仕事を縮少した遊戯に用ひる玩具を多くして、遊戯から仕事に移る橋を架けてやらなければならぬ玩具は飽く迄人生の実務に連絡を有し骨薫に接近させてはならぬ。

十、堅牢、簡単質朴、有効は、いつも玩具を選ぶ上の教育的注意である。装飾の為め玩具虚栄を挑発するための玩具は、厳に之を排斥しなければならぬ。

延陵子自身は、これらの十項目を「保育の実際に従事するものにとつては何よりの好資料」としつつも、「理論は然うであつても、之を実際に行ふには非常な努力と亦研究の必要がある」「此の方面の改善に資する心掛けがなくてはなりません」とも述べている。さらに、資料3のような児童の年齢に即した玩具表を掲載している。

#### 4. 小括に代えて

昭和期に入り、児童保護委員の設置や保母養成所の設置・運営・季節託児所の設置奨励などに取り組んできていた新潟県社会事業協会は、第一回新潟県児童保護協議会を開催した。同協議会は、県の諮問事項に答申する中で、「農繁期託児所」事業を、「児童保護」の重点事項の一つ「小児保育」の項目に明確に位置づけて具体的指針を掲げている。ここに、新潟県における季節託児所が、本格的に発展していく大きな足場を得たのである。

社会事業協会機関誌『越佐社会事業』の創刊当初の連載記事、延陵子「農繁期託児所の経営について」は、同協会の季節託児所への取り組みの具体的方向性を示唆するものである。だが、本論で考察したように、同記事は前半部と後半部では、かなり論調が異なる。すなわち、前半部では、「農繁期託児所」の意義が説かれた後、経費や施設・設備などハードの部分については、柔軟な対応の仕方や現実的な方策が展開される。後半部では、保育者の心構えや保育方法の実際、教材・教具などのソフトの部分について「農繁期託児所にも幼児教育の方法原理を」とも表現できるような、かなり要求水準の高い展開がなされている。この連載記事における大きなギャップと矛盾は何を意味するのだろうか。

もし、執筆者延陵子が本当に根岸マツエであったとすれば、この問題は、わかりやすい。なぜなら、第一回新潟県児童保護協議会の12人の委員のうち高田託児所主任水野ヤスエは、根岸(旧姓水野)の母親であり、また、根岸自身は1930年に東京都品川区大井町の昭和保母養成所を卒業し、金津村季節託児所に主任保母として赴任したばかりだったからである。彼女は、この間に倉橋惣三に師事し、幼児教育の理論と実践について学んで来ている。根岸の著書『実践季節託児所』を読む限りでは、この幼児教育理論を「農繁期季節託児所」に何とか適用しようというのが、根岸の問題意識だったと考えられるのである。とはいえ、この問題意識がどこまで新潟県の実態を踏まえたものだったか、農民の生活を正確に捉え

たものであったかは、今後、検討が必要であろう（新津市の旧金津村付近では、金津村季節託児所は、「季節託児所ではなく幼稚園だった」との評価もあったようである）。

この時期の社会事業協会は、まだ実践的な蓄積の乏しかった「農繁期託児所」の振興に向けて、取りあえずは、その具体的方向性の指示を「新進気鋭」の根岸に委ねざるを得なかった、というのが当時の実状ではなかったろうか。この記事に掲載した後の、社会事業協会の具体的取り組みと同志上の論調の変化について、引き続き、考察していきたい。

## 註

1. 本テーマに関しては、渡邊洋子「女性の労働と子育ての社会的基盤に関する史的研究 I —— 農村季節託児所の発達経緯と新潟県における地域的取り組みの方向——」『暁星論叢』第43号、1998年12月、19-44頁、渡邊「研究ノート1930年代後期の農村季節託児所における保健婦の役割——川島瓢太郎『農村保健婦』（山雅房、1942年9月）を手がかりに——」『暁星論叢』第41号、1997年12月、21-35頁、および渡邊「戦前・戦後日本における季節託児所（農繁期託児所）の動向をめぐる史料の収集状況」『暁星論叢』第44号、1999年6月、65-129頁を参照。
2. この経緯については、上掲の「女性の労働と子育ての社会的基盤に関する史的研究 I」に詳説した。
3. 「彙報」『越佐社会事業』創刊号、99頁。
4. 「彙報」同前誌第二巻四号、80-81頁。
5. 同前。
6. 根岸マツエについては、前掲「女性の労働と子育ての社会的基盤に関する史的研究 I」を参照。
7. 延陵子「農繁期託児所の経営に就て」『越佐社会事業』第一巻十号、68頁。
8. 前掲「研究ノート」では、季節託児所が農民生活の実態や意識と遊離したものとみなされがちであったことに言及した。この点については、今後とも重要な課題として追求したい。
9. 渡邊前掲論文および「研究ノート」を参照。
10. 延陵子「農繁期託児所の経営に就て（二）」『越佐社会事業』第一巻十一号、53頁。
11. 同「農繁期託児所の経営に就て（四）」同前誌、第二巻一号、93頁。
12. 同前、94-95頁。
13. 延陵子「農繁期託児所の経営に就て（五）」同前誌、第二巻二号、62-63頁。

## 資料1 農繁期託児所の一日の生活の流れ(例)

先づ午前7時頃から子供が来所しますから、保育室は清潔に整頓して、子供を迎える準備を整へる。そして保母の一人位は、託児所の大門の処位に出迎へて、子供の機先を制して、あふるる愛嬌もて、子供を迎へてやり度い。此の場合の保母として怠つてはならないことは、一人一人の子供の容色、姿態、衣類の着具合等、仔細に観察して、一々注意する。此のことは、後に述べる自由遊戯の場合同じやうに、各子供の個性を確かりと保母が掴むことが出来るので、保母としては怠つてはならない一事であります。それで三三、五五、子供は来所するので、先着の子供の退屈しないやうに、夫れ夫れ遊具を与へる。

それから、子供の大部分の出席を見た処で、オルガンなり或は点鐘に依つて遊戯室に集めて、職員全部と朝の唱歌を唱ひ、主任保母なり或は、所長なりが朝の挨拶をして、出迎の保母等に依つて認めた、観察の事項を教育的にお話をする。終て次に、各々組分けをして唱歌なり遊戯を交互に為さしめて、後に自由遊戯に移つる。此の自由遊戯は子供達がお互に自儘勝手に遊ぶものであるから、此の場合余り干渉ケ間敷いことは避けなければならぬ。然しながら指導を怠つて全然傍観は許さないから、子供の各個に就て個性の観察をなして、長短各々著しきものを書留めて他日の教材にするやうにし度い。又他面には此の時間を利用して、衛生方面に就いて、爪、お腫、髪付、其の他身体的方面に気を付けて、治療、清潔等の手当を施し度い。それから間食を給与する。間食は如何なるものが適當であるかの選択は可成面倒な問題でありが、総じて消化し易いもの、危険の伴はないものは勿論です。農村の子供に都会化して菓子類を与へることは当に栄養と云ふことを離れて、家庭に於て可成困惑を招く嫌ひがあるから、出来るならば、日常用ひられて居るもの、其の土地に於て需め得られるものを前段の条件の下に与へることが必要でせう。種目を掲げて見るならば、甘藷、馬鈴薯、茹豌豆、いちご、煎餅、牡丹餅、葛湯、と言つたやうに容易に地許で得らるゝものを与へ、時々眼先きを変へて、キャラメル、ビスケット、あられ、煉乳又は牛乳を用ひたならば結構と思ひます。

間食の与へ方、食事の与へ方に付ては、後段でお話することゝし、次は、間食が済んだなら、お話をしたり、手技を教へる。手技は、色紙、豆、粘土等の材料に依つて、夫れ夫れ工夫し、保母が模型を与へて、それになぞらへればよい。然し、特別に手技に要する材料をこと更遠く求めずとも、松葉、松傘等の土地に求め得らるゝ、植物の青葉等を自由に採取して、竹などならば笹舟を槌らへる、松葉つなぎをすと云つたやうに、自然恵物に依つて作り得れる範囲は可成広いと思はれるし、子供自身に即時に、植物に対する観察眼を開かせる方法になると思ひます。此れが済みますと食事になるのですが先づ手を洗はせ、保育室に集合して、持参した、お弁当を開かせます。此の時には、各家庭に於て或は無作法な、お行儀に狎れて居る子供を、順次に訓練して行くやうに指導しなければなりません。それと共に、持参の弁当をことさら点検するの要はありませんが、場合によりますと、毎日毎日同一のものばかり持たせたり、相応しくないおかずや、又は、時節に依りますと、夕飯に焚いたものを持たせた為腐敗したものを食べさすやうなことがないとも限りませんから、白湯を与へる場合等によく気を付ける必要があります、他面に之の観察から、家庭訪問の際に母親に注意を促す資料ともなります。兎に角食事なり、間食を与へる場合に注意を要する点は、よくあることですが、保母が、「さあお上りなさい」との言葉ですが、権力者が被治者に云ふ恩恵的に発する言葉のやうに、聞きとれることで、不快の言葉ですから、可成用ひないやうに、そして、「戴きませう」の言葉と換へたいと思ひます。終つたならば「御馳走

さま」の御挨拶を申し度い。それから、よく御飯を、落したり、満腹であるのに詰込んだり、するのですが、嫌なものを無理に食べさす必要もなければ、落したものを食することは不潔であります故、それは、ニハトリ、雀、ハト等に与へることにしたい。そして残飯は、持帰らせるやうにするのが宜敷いやうに思ひます。

御飯が済みましたら、其の儘にして、お話を聞かせる。自由遊戯をした後は午睡をする。午睡の場合に、腑向き加減に臥する子供は、必ず、どこかに異常があるのですから、気を付ける必要があります。寝方の悪い子供は之を矯正しなければなりません。午睡時間の限度は三〇分から一時間位が適当でせう。保母は、午睡時間を利用して、保育上の打合せ、事務の整理等を執つて一寸骨休みをすることも肝要です。午睡を済ますれば、午後の間食を与へてお話をする。自由遊戯や、団体遊戯をして全員集合の上、保母は一人一人の姿態に注意して整頓せしめ、一日の保育中にあつた出来事に就いて、注意すべきところは、注意を与へ、賞むる廉は、賞め称へてお別れの唱歌を歌ひ（皆さんさよなら、先生さよなら）つて、退園となる。此の時には、朝と同じやうに、門迄保母が見送つて途草をしないやうにさとさなければならぬ

以上で大体の、日課は終りを遂げたのであるが、保母の仕事はまだまだ終りを遂げたとは申されません。それは、室内の清掃と、設備の整頓、保育日誌の整理、明日の保育方法の打合等を遂げて帰宅と云ふことになります。

（『越佐社会事業』第一卷十二号、64-66頁）



## 資料2 「自然観察其他」の例

### 一、春分の観察（三月，四月，五月）

雛祭，陸軍記念日，春季皇霊祭，彼岸，修了遠足，体格検査，保育修了式，入所式，母の会，花祭，天長節，端午節句，お花見，

風が枯野を吹き捲つて居つたのも浮雲の晴れるやうに，ナゴヤカナホツクリした軟い暖い小春日が草花の香と連れ立って，託児所を訪れる。此の気分を子供の天分にフクませて，充分に春の心地を有たせなければならぬ。そして，上に掲げた事項に付ての行事を其の日に相應するやうに，子供の世界に取入れてやらねばなりません。

### 二、夏分の観察（六月，七月，八月）

植物に親む。衛生上に最大の注意を払ふ。七夕祭や盂蘭盆会。水泳林間，海浜聚落，母の会。人なつこい時期に変わつて来た。五月雨も降つて来る。うるをひと云ふよりも。じめじめした，滅入込む時期も訪れて，其の上，灼熱の暑さも加はる，子供も，保母も，元気が衰へて来る。保育上に注意を払ふことは，不断であることは，云ふまでもないが，特に此の時期には，事故が起り勝ちである。殊に衛生に注意すべきであります。

### 三、秋分の観察（九月，十月，十一月）

残余暑熱が，託児所のどこそこに低迷して居ります。然し澄んだ晴れた，先づ健康の私達の秋が参ります。清澄は秋を，其の空気を十二分に。吸ひ込みたい。

秋季皇霊祭（彼岸），作品展覧会，花卉草園の採種，遠足，運動会，学芸会，明治節，月見，観菊，神嘗祭，母の会，収穫感謝祭

### 四、冬分の観察（十二月，一月，二月）

母の会，春に芽生へる花卉の移植，感冒の注意，お正月の心得，クリスマス，新年宴会，豆撒，紀元節，地久節

茶山花や，枇杷の花が，咲き初むると，肌へに，粟が凸出する。可弱い子供の手足や顔色も，紅葉のやうにいちらしく，また来る春をと，念じながら，可弱き子供に，怖ろしい寒風に荒させないやうに心掛けて，行事しなければなりません。

斯した自然界の動きに，日月星辰風雨雪等の観察をも加へて，自然の観賞に浸ることは保育の要件の最大なるものと思ひます。スタンレイホールは，自然と一つになる子供は光栄だいつてゐますが成程と思ふし，其の他，植物や動物に就ても，然うであります。一粒の種が太陽と水との恵みから，舊殻を脱ぎ捨て立派な花と，実りを有つこゝにも，無限の親しみや感興を湧き起せますし，犬，猫，牛馬，鳩，雀の家畜家禽や其の他の禽獣の去来を捉へては，実物観賞の活眼を開せることも，忘れてはならない要決と存じます。之を要するに自然観察，四季分類等を，或は徑に或は緯となして，日中行事を編成して行くと云ふことになるのです。之に恩物と，お話等を挿し入れると云ふことも亦忘れてはなりません。

（『越佐社会事業』第二巻一号，96-97頁）

資料3 児童の年齢に即した玩具表

年 齢	与ふべき玩具	玩 具 の 品 目
嬰兒前期 (生後一年間)	(ねてゐる頃) 仰臥時期 主として 一、視覚を練るもの 二、聴覚を練るもの	風車、風船、旗類、紙鯉魚、犬張子、風鈴、がらがらでんでん太鼓、笛、笙の笛、鳥笛、鳩ぼつぼ、ハーモニカ等
	(はいある頃) 安座匍匐時期 主として 一、触覚を練るもの 二、筋覚を練るもの	おしやぶり、ゴム人形、ゴム毬、ゴムガラガラ、犬猫、兎鳩、金魚、猿、笛、笙の笛、でんでん太鼓、鳩ぼつぼ、鳥笛、ハーモニカ、犬張子、ゴム馬等
	(歩く頃) 起立歩行期 主として すべての感覚を練るもの	旗類、起上小法師、笛、ラツパ、太鼓、鉦、ハーモニカ、浮金魚、馬猿、兎、雀、熊、鳩、ゴム人形、ゴム毬、ゴムガラガラ、鳥笛
嬰兒後期 (第一歳より第三歳まで)	主として 一、すべての感覚を練るもの 二、子供の運動を助くるもの 三、変化するを楽しむもの	毛人形、飛んだり跳ねたり、米搗車、器械、体操、馬上軍人、運動人形、猫と鼠、洗濯婦人、踊り熊、橇乗白熊、羊の兄弟、豆食鳩、餌捨鳥、二人米搗、おじぎ人形、歩む鳥、活動狸、二人ぶらんこ、旗振人形、亀の子、鳴き猫、鳥笛、蛙、鯛、金魚、兎猿蟹、桃太郎、達磨、重ね達磨、木ねこ、負猿、線人形、天神様ひな人形、ハーモニカ、笛ラツパ、胤強豚等
幼児前後 (第三歳より第七歳まで)	主として 一、想像力を養ふもの 二、模倣本能を満足せしむるもの 三、遊戯の相手となるもの 四、戯曲本能を満足せしむるもの 五、自発的活動を助くるもの 六、同情心を養ふもの 七、好奇心をすゝむるもの	積木、組立人形、色板並べ、はめ絵、はめき、コルク銃、刀、サーベル、軍隊遊道具、春駒、面獅子頭、首人形、あねさま、台所道具、ポンプ、舟、車、裁縫道具、小間物店、ままごと道具、風船、毬、独楽、お手玉、おはじき、動物標本、人形、動物類、お猿、負猿、絵本、器械の蝶、競争廻人形、鶏、鬼と人、相撲独楽、象、家族人形、鶴と狐の酒呑、スケート人形、歩む熊、歩む家鴨、自動長尾猿、ダンス人形、熊の音楽、ミス人形類、あやつり熊、福笑ひ、色眼鏡、虫眼鏡、双眼鏡、空気毬、家鴨、鱈、並人形、山車、神輿、電車、茶棚と茶器、変色独楽、衣裳小人形、幼稚園恩物、モンテッソーリー式玩具、大砲類、兎の舟、桃太郎、秘密箱、くらべ姿、自動船乗人形、はね上り猿、びつくり箱、魔術箱、マーストヘンゲル、マボロシ、伶俐珠等

年 齢	与ふべき玩具	玩 具 の 品 目
幼児後期（第七歳より第十歳まで）	主として 一、観察力を練り好奇心を すすむるもの 二、記憶力、推理力を養ふ もの 三、同情心、教養的感情、 宗教心（信頼の念）を養 ふもの 四、注意、意志力を養ふも の 五、遊戯の相手となるもの 六、英雄崇拜の念を指導す るもの	竹とんぼ、飛行機、飛んで来い、豆鉄砲、空気銃、的 付弓矢、剣玉、農具、お手玉、輪投げ、縄（縄とび用）、 桶の輪、羽子手風琴、ハーモニカ、錦絵、千代紙、武 者絵、絵合せ、いろは遊び、文字合せ、家族合せ、ク リスマス用玩具、神象、英雄肖像、英雄・偉人の彫像、 器械にて活動する動物、船、車、磁石応用玩具、人形、 原色眼鏡、オルゴール、与次郎兵衛、チャップリン人 形、自動鳩、歩む孔雀、飛ぶ鷹、啄木鳥、面被り、撃 剣人形、燈台、空気大砲、自動珠投げ、自動運搬車、 あやつり熊、スケート人形、自動尾長猿、ダンス人形、 歩む家鴨、歩む熊、鶏と狐の酒呑、相撲独楽、競走器 械の蝶、変色独楽、往復自動車、秘密箱、くらべ姿、 自動船乗人形、はね上り猿、びつくり箱、魔術箱、マ ーストヘンケル、マボロシ、恰俐珠、切組絵、色合せ、 吹返し、射的、竹返し、こんくらべ等
少年少女前期（第十歳より第十二歳まで）	主として 一、前期の玩具と同種にて 一層複雑なるもの 二、理化学を応用せるもの 三、運動を助くるもの 四、自ら工夫して製作する ための諸材料及び器具	霞独楽、磁石とんぼ、磁石の三すくみ、蝶々蜻蛉、ハ ンドサーカス、活動写真、回転地球儀、往復自動車、 水上飛行機、飛行機、空気銃、自動珠投げ、自動運搬 車、スケート人形、自動尾長猿、ダンス人形、変色独 楽、諸種の理化学応用玩具、子供用理化学実験器械、 花がるた、数字合、常識かるた、玩用数字、知恵の輪、 知恵の板、双六、行軍将棋、投珠盤、むさし源平、ボー ル、源平打珠、農具、マウスボール、ピンポン、運動 用具、楽器、玩具の材料と玩具製作用具、コルク細工、 編物細工、石膏細工、刺繍玩具、大工道具、手工用具、 園芸道具、児童用撃剣、クリスマス用玩具、英雄偉人 の肖像及び塑像、双眼鏡、虫眼鏡、達磨落とし、兎と亀、 数並べ、知恵くらべ、等

（『越佐社会事業』第二卷二号，63-65頁）